

参 考 資 料

1. 環境保全関係法令（抜粋）
2. 水戸市環境基本条例
3. 水戸市環境審議会条例
4. 水戸市環境審議会委員名簿
5. 水戸市公害防止条例
6. 水戸市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例
7. 水戸市飼い犬のふん害等の防止に関する条例
8. 公害防止協定の締結
9. 水戸市涸沼水域水質監視員
10. 那珂川水系水質保全協力員
11. 水戸市工業振興支援事業補助金交付要項
12. 用語の解説

1. 環境保全関係法令(抜粋)

国		茨 城 県		水 戸 市	
法 律 名	施行日	条 例 名	施行日	条 例 名	施行日
環境基本法	H5.11.19	茨城県環境基本条例	H8.6.25	水戸市環境基本条例	H12.4.1
大気汚染防止法	S43.12.1			水戸市環境審議会条例	H4.10.1
水質汚濁防止法	S46.6.24				
騒音規制法	S43.12.1	茨城県生活環境の保全等に関する条例	H17.10.1		
振動規制法	S51.12.1	大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例	H17.10.1	水戸市公害防止条例	S49.4.1
悪臭防止法	S47.5.31	水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例	H17.10.1		
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	S46.6.10				
地球温暖化対策の推進に関する法律	H11.4.8	茨城県地球環境保全行動条例	H7.10.1		
ダイオキシン類対策特別措置法	H12.1.15				
土壌汚染対策法	H15.2.15				
気候変動適応法	H30.12.1				
自然環境保全法	S48.4.12	茨城県自然環境保全条例	S48.4.1		
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	H15.4.16				
				水戸市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例	H6.10.1
動物の愛護及び管理に関する法律	S50.4.7	茨城県動物の愛護及び管理に関する条例	S54.6.1	水戸市飼い犬のふん害等の防止に関する条例	H8.10.1
				水戸市動物の愛護及び管理の関する条例	R2.4. 1

2. 水戸市環境基本条例

平成 12 年 3 月 29 日

水戸市条例第 1 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 8 条）
- 第 2 章 環境の保全及び創造に関する指針（第 9 条・第 10 条）
- 第 3 章 環境の保全及び創造に関する基本的施設（第 11 条－第 23 条）
- 第 4 章 地球環境保全の推進（第 24 条）
- 第 5 章 雑則（第 25 条）
- 付則

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この条例は、水と緑に恵まれた本市の環境を現在及び将来にわたって保全し、更に良好な環境を創造することについて、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（環境の保全及び創造に関する理念）

第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全に暮らすことのできる快適な生活環境

を確保し、及び水と緑に恵まれた本市の自然環境を保護するとともに、これらを将来の世代へ継承していくことを旨として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、人類共通の重要な課題である地球環境保全を国際的協調の下に積極的に推進することを旨として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造に関する理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、良好な水質の保全、廃棄物の減量、騒音の発生防止その他環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害を防止するとともに、自然環境の保護に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(環境基準の確保)

第7条 市、市民及び事業者は、国の定める環境基準が確保されるように努めなければならない。

(年次報告)

第8条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する指針

(施策の策定等に係る指針)

第9条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(環境基本計画)

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本となる計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱

(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ水戸市環境審議会条例（平成4年水戸市条例第35号）に規定する水戸市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(自然環境の保全に関する措置)

第11条 市は、緑化を推進し、動植物を保護し、その他自然環境を保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

(歴史的遺産等の保全の推進)

第12条 市は、歴史的及び文化的な遺産の保全を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(土地利用等に関する措置)

第13条 市は、地域開発計画、都市計画、産業振興計画等の策定に当たっては、土地利用の基本構想に適合するように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、開発行為（主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。）により、良好な環境が損なわれることのないように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

第14条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(公害の防止)

第15条 市は、化学物質等による環境への負荷の低減に努めるとともに、公害の発生を未然に防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、水源の保護並びに河川及び湖沼の浄化を推進するため、必要な措置を講ずるも

のとする。

（協定の締結等）

第16条 市は、必要があると認めるときは、事業者と協定を締結し、その他の必要な措置を講ずるものとする。

（施設整備の推進）

第17条 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、廃棄物及び下水道の公共的な処理施設の整備その他環境の保全に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（快適な生活環境の確保）

第18条 市は、火災、水害、地震災害その他の災害の発生を予防し、又は拡大を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、道路交通環境の整備その他市民の交通安全を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、空き缶等の散乱を防止し、清潔で美しい生活環境を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、空き地が放置されることにより生ずる防火上、防犯上その他環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

5 市は、建築物による日照障害及び電波障害を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的利用の推進）

第19条 市は、資源の循環的な利用、エネルギーの効率的な利用並びに廃棄物の減量及び適正な処理を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（環境教育の推進等）

第20条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造に関する理解を深めるとともに、これらの者の自発的活動が促進されるように、教育及び文化活動の推進並びに広報活動の充実に努めるものとする。

（監視体制の整備）

第21条 市は、環境の状況を把握するとともに、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視の体制を整備するように努めるものとする。

（推進体制の整備）

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な体制を整備するものとする。

（民間団体等の自発的な活動の促進）

第23条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「民間団体等」

という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進及び国際協力)

第24条 市は、地球環境保全に関する施策を推進するとともに、国、他の地方公共団体及び民間団体等と協力し、地球環境保全に関する国際協力に努めるものとする。

第5章 雑 則

(委任)

第25条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(水戸市市民環境の整備保全に関する基本条例の廃止)

2 水戸市市民環境の整備保全に関する基本条例(昭和49年水戸市条例第7号)は、廃止する。

(水戸市空き地等の管理の適正化に関する条例の一部改正)

3 水戸市空き地等の管理の適正化に関する条例(昭和50年水戸市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「水戸市市民環境の整備保全に関する基本条例(昭和49年水戸市条例第7号)第20条」を「水戸市環境基本条例(平成12年水戸市条例第1号)第25条」に改める。

3. 水戸市環境審議会条例

平成4年9月22日

水戸市条例第35号

水戸市公害対策審議会条例(昭和45年水戸市条例第50号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 環境保全対策に関する基本的事項の調査及び審議をするため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、水戸市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平7条例10・全改)

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境保全対策に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

(平7条例10・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、関係機関、団体の役職員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する17人以内の委員をもって組織する。

(平7条例10・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会に、第2条に規定する所掌事項について調査及び研究(以下「調査等」という。)をするため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会の委員は、第3条に規定する委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選により選出し、部会の運営については、前条の規定を準用する。

5 部会において調査等を行った場合は、当該調査等の結果を審議会に報告するものとする。
(平 23 条例 10・全改)

(関係者の出席)

第 8 条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(平 23 条例 10・追加)

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、生活環境部において行う。

(平 23 条例 10・旧第 8 条繰下)

(補則)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平 23 条例 10・旧第 9 条繰下)

付 則

この条例は、平成 4 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 7 年 3 月 30 日条例第 10 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の水戸市公害対策審議会条例第 3 条の規定により委嘱された委員は、この条例による改正後の水戸市環境審議会条例(以下「新条例」という。)第 3 条の規定により委嘱されたものとみなす。

3 新条例第 3 条の規定により委嘱された委員(前項に規定する委員を含む。)の任期は、同条例第 4 条の規定にかかわらず、平成 8 年 1 月 23 日までとする。

付 則(平成 23 年 3 月 25 日条例第 10 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 27 年 3 月 24 日条例第 9 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

4. 水戸市環境審議会委員名簿

任期 令和4年6月30日から
令和6年6月29日まで
(順不同)

選出区分	役 職	氏 名
関 係 機 関	常陸河川国道事務所計画課長	須藤 勝
	茨城県環境政策課長	深澤 敏幸
団体の役職員	住みよいまちづくり推進協議会長	堀井 武重
	水戸女性会議会長	豊田 光恵
	水戸農業協同組合代表理事組合長	飯島 清光
	水戸商工会議所	櫻場 誠二
	街を花と緑でいっぱいにする会会長	清野 崇
学識経験者	茨城大学人文社会科学部学部長	原口 弥生
	筑波大学芸術系教授	山本 早里
	茨城県環境管理協会理事長	森島 康
	茨城生物の会顧問	小菅 次男
	茨城県環境アドバイザー	安 昌美
	水戸市環境保全会議代表	高橋 正道
議会	水戸市議会議員	土田 記代美
	水戸市議会議員	高倉 富士男
市 民 公 募		澁谷 史子
		松下 茂夫

5. 水戸市公害防止条例

昭和 48 年 10 月 1 日

水戸市条例第 44 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 市の責務(第 3 条—第 9 条)
- 第 3 章 事業者の責務(第 10 条—第 12 条)
- 第 4 章 市民の責務(第 13 条)
- 第 5 章 届出施設(第 14 条—第 18 条)
- 第 6 章 規制措置(第 19 条—第 24 条)
- 第 7 章 雑則(第 25 条・第 26 条)
- 第 8 章 罰則(第 27 条—第 30 条)

付則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、公害の防止が市民の健康で文化的な生活を確保するうえできわめて重要であることにかんがみ、公害関係法令及び茨城県生活環境の保全等に関する条例(平成 17 年茨城県条例第 9 号)に特別の定めがある場合を除くほか、公害の防止について必要な事項を定めることにより、公害対策の推進を図り、もって市民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。
- (2) 工場等 事業活動を行う工場、事業所等をいう。
- (3) 事業者 工場等の事業主をいう。
- (4) 届出施設 工場等において設置されている施設のうち、規則で定める施設をいう。

第 2 章 市の責務

(基本事項)

第 3 条 市長は、市民の健康を保護し、生活環境を保全するため、あらゆる施策を通じて公害の防止に努めなければならない。

(監視及び調査等)

第4条 市長は、公害の状況を把握するとともに、公害防止に必要な監視及び調査を行うものとする。

2 市長は、公害を受け、若しくは受けるおそれのある者又は公害を発生させ、若しくは発生させるおそれのある者について調査の請求があったときは、速やかに調査し、必要に応じ、国又は県に対してその調査を請求し、その結果を当該請求者に通知するものとする。

(防止指導)

第5条 市長は、公害の防止に関する啓発に努めるとともに、公害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときは、必要かつ適切な指導を行うものとする。

(紛争の処理)

第6条 市長は、公害に係る紛争が生じたときは、公正な解決に努めるものとする。

(公害防止の要請)

第7条 市長は、公害防止の措置について、必要があると認めるときは、国又は県に対して適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

(事業者への援助等)

第8条 市長は、事業者が公害の防止のために行う施設の整備、改善若しくは移転に必要な資金のあっせん又は技術的な助言に努めるものとする。

(土地利用における公害防止の措置)

第9条 市長は、土地利用計画等地域の開発整備に関する施策の策定及び実施にあたっては、公害の防止について配慮しなければならない。

第3章 事業者の責務

(基本事項)

第10条 事業者は、事業活動に伴って生ずる公害を防止するため自己の責任において必要な措置を講じ、常に市その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(工場等の環境保全)

第11条 事業者は、工場等の敷地内について緑化を図る等、公害の防止のため適切な措置を講ずることにより、その環境保全に努めなければならない。

(公害防止の協定)

第12条 事業者は、市長から公害の防止に関する協定の締結について協議を求められたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。

2 事業者は、前項の協定が成立したときは、誠実にこれを遵守しなければならない。

第4章 市民の責務

(基本事項)

第13条 市民は、自らも公害を発生させることのないように努めるとともに、市その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

第5章 届出施設

(届出施設)

第14条 届出施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 業種及び製造品目
- (4) 届出施設の種類及び構造
- (5) 届出施設の使用及び管理の方法
- (6) 公害防止の方法
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る同項第4号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る同項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る届出施設の使用を廃止したときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(経過措置)

第15条 一の施設が届出施設となった際、現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が届出施設となった日から30日以内に規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(承継)

第16条 第14条第1項又は前条の規定による届出をした者から、その届出に係る届出施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第14条第1項又は前条の規定による届出をした者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第14条第1項又は前条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(計画変更等の命令)

第17条 市長は、第14条第1項及び第2項の規定による届出があった工場等が、第19条に規定する基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る届出施設の構造若しくは使用の方法若しくは公害の防止の方法に関する計画の変更又は第14条第1項の規定による届出に係る届出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第 18 条 第 14 条第 1 項又は同条第 2 項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から 30 日を経過した後でなければ、それぞれの届出に係る届出施設を設置し、又はその届出に係る事項の変更をしてはならない。

2 市長は、第 14 条第 1 項又は同条第 2 項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

第 6 章 規制措置

(規制基準)

第 19 条 届出施設に関する規制基準は、規則で定める。

(自動車等の整備)

第 20 条 自動車又は原動機付自転車を使用する者及び所有する者は、常に必要な整備及び適正な運転をすることにより、自動車又は原動機付自転車から発生する騒音及び排出ガスを最少限にとどめるよう努めなければならない。

(夜間の静穏保持)

第 21 条 何人も、夜間において、音響機器音、楽器音、人声等により、みだりに付近の静穏を害する行為をしないよう努めなければならない。

(勧告)

第 22 条 市長は、公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該届出施設を設置している者に対し、期限を定めて、必要な限度において、その防止の措置を講ずるよう勧告することができる。

(措置命令)

第 23 条 市長は、前条の勧告に応じない者に対し、期限を定めて、当該施設の使用の停止、移転若しくは除去、作業の停止又は物品の撤去等の措置を命ずることができる。

(措置の届出)

第 24 条 第 22 条の規定による勧告又は前条の規定による命令を受けた者は、その措置を講じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第 7 章 雑則

(報告及び立入調査)

第 25 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係者に対し、報告を求め、又は職員を必要な場所に立ち入らせ、調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第 26 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

(罰則)

第27条 第23条の規定による命令に違反した者は、50,000円以下の罰金に処する。

第28条 次の各号の一に該当する者は、30,000円以下の罰金に処する。

(1) 第17条の規定による命令に違反した者

(2) 第25条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第29条 第14条第1項及び第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

付 則

この条例は、公布の日から起算して6カ月をこえない範囲内において、規則で定める日から施行する。

(昭和49年規則第5号で昭和49年4月1日から施行)

付 則(昭和51年3月31日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成4年9月22日条例第26号)

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

付 則(平成17年9月27日条例第65号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

6. 水戸市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例

平成 6 年 3 月 30 日

水戸市条例第 3 号

(目 的)

第 1 条 この条例は、清潔で美しい景観（以下「美観」という。）の保全及び快適な生活環境の確保を図るため、空き缶等のポイ捨てによる散乱の防止について必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空き瓶その他の容器及びたばこの吸いがら、チューインガムのかみかす、包装紙その他の散乱性の高いごみをいう。
- (2) ポイ捨て 空き缶等を定められた場所以外の場所に捨てることをいう。
- (3) 市民等 市民及び旅行者その他の滞在者をいう。
- (4) 事業者 容器若しくは包装紙に収納した飲食物又はたばこ、チューインガム等を製造し、又は販売する者をいう。
- (5) 占有者等 土地の占有者及び管理者をいう。
- (6) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、空き缶等のポイ捨てによる散乱の防止に関する施策（以下「施策」という。）を策定し、これを実施するものとする。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納し、美観の保全に努めるとともに、市の実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、空き缶等のポイ捨てによる散乱を防止するため、消費者に対する啓発、回収容器の設置及び適正な管理、空き缶等の再利用の促進並びに美観の保全に努めるとともに、市の実施する施策に協力しなければならない。

(占有者等の責務)

第 6 条 占有者等は、空き缶等のポイ捨てによる散乱を防止するため、土地の適正な管理等必要な措置を講じ、美観の保全に努めるとともに、市の実施する施策に協力しなければならない。

(美観保全重点区域)

第 7 条 市長は、特に空き缶等の散乱の防止の図る必要があると認める区域を美観保全重点区域として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をするときは、これを告示しなければならない。指定を変更し、又は廃止するときも、また、同様とする。

(禁止行為)

第 8 条 市民等は、美観保全重点区域において空き缶等のポイ捨てをしてはならない。

(自動販売機の届出)

第9条 事業者は、美観保全重点区域において自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。）を設置しようとするときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をした事業者は、その届出の内容を変更するときは、又は届出をした自動販売機を撤去するときは、その変更又は撤去の日から15日以内に、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(届出済証)

第10条 市長は、前条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定による内容の変更に係る届出があったときは、届出に係る自動販売機ごとに、その届出をした事業者に対し、規則で定めるところにより届出済証を交付するものとする。

- 2 前項の規定による届出済証の交付を受けた事業者は、届出に係る自動販売機の見やすいところに当該届出済証を張り付けておかなければならない。
- 3 第1項の規定による届出済証の交付を受けた事業者は、当該届出済証を紛失し、又はき損したときは、その事実を知った日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による届出があったときは、その届出をした事業者に対し、届出済証を再交付するものとする。この場合においては、第2項の規定を準用する。

(回収容器の設置及び管理)

第11条 第9条第1項の規定による自動販売機により販売を行う事業者は、規則で定めるところにより回収容器を設置するとともに、当該回収容器を適正に管理しなければならない。

(事業者等に対する要請等)

第12条 市長は、美観保全重点区域において、空き缶等が著しく散乱していると認めるときは、その散乱に係る事業者又は占有者等に対し、空き缶等のポイ捨てによる散乱を防止するため、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- 2 前項の規定による要請を受けた事業者又は占有者等は、必要な措置を講じなければならない。

(勧告)

第13条 市長は、事業者が第11条又は前条第2項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令及び公表)

第14条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由がなく勧告に従わないときは、当該事業者に対し、期限を定めて、その勧告に従うよう命令することができる。

- 2 市長は、前項の規定による命令を受けた事業者が正当な理由がなくその命令に従わないときは、規則で定めるところによりその旨を公表することができる。

(立入調査等)

第15条 市長は、美観保全重点区域において空き缶等のポイ捨てを防止するため、必要があると認めるときは、市長の指定する職員（以下「指定職員」という。）に、必要な場所に

立ち入らせ、空き缶等の散乱、回収容器の設置及び適正な管理並びに自動販売機の設置について調査及び指導をさせることができる。

2 市長又は指定職員は、第8条の規定に違反した者に対し、その行為の中止又は原状回復を命令することができる。

3 第1項の規定による立入調査をする指定職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委 任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰 則)

第17条 第14条第1項の規定による命令に違反した者は、50,000円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

第18条 第15条第2項の規定による命令に違反した者は、30,000円以下の罰金に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

(水戸市空き缶及び空き瓶回収に関する条例の廃止)

2 水戸市空き缶及び空き瓶回収に関する条例（昭和59年水戸市条例第3号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行により美観保全重点区域が指定された際、現に当該区域において、旧条例の規定によりなされた自動販売機に係る届出又は届出済証の張付けは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 この条例の規定に基づき、美観保全重点区域として新たに指定されることとなる区域において、既に設置されている自動販売機については、当該区域の指定の日から30日以内に、設置の届出をしなければならない。この場合における届出については、第9条第1項の規定を準用する。

7. 水戸市飼い犬のふん害等の防止に関する条例

平成8年3月27日

水戸市条例第1号

(目 的)

第1条 この条例は、飼い犬のふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、地域の環境美化の促進に寄与するため、飼い犬のふん及び尿の処理等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふん害等 ふん及び尿により道路、河川、公園、学校その他公共の場所及び自己が所有し、又は管理する以外の土地、建物等（以下「公共の場所等」という。）を汚すことをいう。
- (2) 飼い主 飼い犬の所有者（所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。）をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、飼い犬のふん害等の防止に関する啓発に努めるものとする。

(飼い主の遵守事項)

第4条 飼い主は、飼い犬のふん害等を防止するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公共の場所等において、飼い犬を移動させるときは、飼い犬のふんを処理するための用具を携帯すること。
- (2) 飼い犬のふんにより公共の場所等を汚したときは、当該ふんを持ち帰ること。
- (3) 飼い犬の尿により公共の場所等を汚したときは、他人に迷惑を及ぼさないよう適正に処理すること。

(立入調査等)

第5条 市長は、飼い犬のふん害等を防止するため、必要があると認めるときは、市長の指定する職員（以下「指定職員」という。）に、必要な場所に立ち入らせ、ふん害等について調査し、その防止について指導させることができる。

2 市長又は指定職員は、前条第2号の規定に違反した者に対し、飼い犬のふんを持ち帰ることを命令することができる。

3 第1項の規定による立入調査をする指定職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委 任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰 則)

第7条 第5条第2項の規定による命令に違反した者は、30,000円以下の罰金に処する。

付 則

この条例は、平成8年10月1日から施行する。

8. 公害防止協定の締結

水戸市公害防止条例第12条に基づき、事業活動によって公害を発生させない基本的責務及び公害防止に関し最大限の努力をする義務を確認し、住民の健康を保護し、生活環境を保全するため、公害防止の協定締結を推進しており、この趣旨に理解を頂き公害防止協定締結をした事業所は、次のとおりです。

事 業 所 名	住 所	業 種	締結年月日
1 東 部 瓦 斯 (株)	宮町2丁目8-14	ガス供給業	昭和46年 9月10日
2 協 同 組 合 水戸ミートセンター	見川町1822-1	食肉加工業	47年 2月 1日
3 ネットヨタ茨城(株)	元石川町字柏淵 260-2	自動車販売業	58年10月17日
4 阿 さ 川 製 菓 (株)	〃 字富士山325-19	パン・菓子 製 造 業	58年11月 8日
5 茨城コンクリート(株)	〃 字柏淵 260-30	窯業・土石 製品製造業	59年 7月20日
6 水 戸 給 食	〃 字権現台276-29	食料品製造業	〃
7 (有) 旭 印 刷	〃 〃 276-26	印 刷 業	〃
8 野 沢 印 刷 (株)	〃 〃 276-27	〃	〃
9 (株) 横 浜 ダ ク ト	〃 字柏淵 260-29	金 属 製 品 製 造 業	〃
10 黒 沢 工 業 (株)	〃 〃 260-28	〃	〃
11 (株)水戸量水器工作所	〃 字権現台276-23	機械修理業	〃
12 (合)木村電機製作所	〃 字柏淵 260-24	電 気 機 械 器 具 製 造 業	〃
13 水戸東部第一工業団地 協 同 組 合	〃 字富士山325-27	—	〃
14 ト キ ワ 工 業 (株)	〃 字権現台276-22	電気機械器具 製造業	60年 8月 2日
15 日本通運(株)水戸支店	〃 〃 276-16	道路貨物 運送業	60年10月14日
16 金属技研(株)茨城工場	〃 〃 276-21	金属製品 製造業	60年10月15日
17 (株) 吉 田 商 店	谷津町字細田1-38	鉄鋼卸売業	61年 8月22日
18 水戸ヤクルト販売(株)	〃 1-35	酪 農 製 品 卸 売 業	〃
19 (株) 水 戸 祐 月	〃 1-37	人形卸売業	〃
20 (株)トレンディ茨城	〃 1-36	寝具卸売業	〃

事業所名		住所	業種	締結年月日
21	(株) サ ン ポ リ	谷津町字細田1-17	包 装 用 ポリエチレン製品	昭和61年8月22日
22	国 際 ロ ジ テ ッ ク (株)	木葉下町292-28	一 般 貨 物 自動車運送業	〃
23	茨 城 倉 庫 (株)	〃 字富士山292-22	普 通 倉 庫 業	〃
24	茨城県教科書販売(株)	〃 〃 292-19	紙製品卸売業	〃
25	三菱鉛筆茨城販売(株)	谷津町字細田1-34	文房具卸売業	〃
26	ヤ マ カ 運 輸 (株)	〃 1-32	道 路 貨 物 運 送 業	〃
27	(株) ロ コ コ 企 画 装 飾	〃 1-3	室内装飾 工事業	〃
28	東 海 ケ ミ ー (株)	木葉下町字富士山292-30	工業製品 卸売業	〃
29	戸 田 産 業 (株)	〃 292-29	紙卸売業	〃
30	(株) フジクリーン茨城	谷津町字細田1-21	給排水設備 工事業	〃
31	辻 武 塗 装 (株)	木葉下町字富士山292-42	塗料卸売業	〃
32	(有) ジ ャ ル ダ ン	谷津町字細田1-28	サッシ卸売業	〃
33	関 東 共 立 エ コ ー (株)	木葉下町字富士山292-18	農業用機器具 卸売業	〃
34	(株) ケ ー シ ー エ ス	谷津町1-40	情報処理 サービス業	〃
35	上 野 硝 子 工 業 (株)	木葉下町字富士山292-15	板硝子卸売業	62年 7月 7日
36	関 東 名 鉄 急 配 (株)	谷津町字細田1-26	道路貨物 運送業	62年 8月21日
37	(株) ア コ オ	〃 1-12	塗装工事業	62年 9月 2日
38	日 建 窓 (株)	木葉下町字富士山292-17	サッシ卸売業	62年 9月21日
39	(株) カ ワ ス ミ	谷津町1-69	金属版加工業	63年 7月23日
40	(有) 内 田 本 店	〃 1-51	食肉類加工業 卸小売業	63年 9月20日
41	(株) 関 電 工 茨 城 支 店	〃 1-45	電気設備 工事業	63年11月14日
42	茨 城 同 窓 電 気 (株)	〃 1-17	設備工事業	63年12月 1日
43	茨城県測量設計業 協同組合	〃 1-23	設計業	平成元年 3月31日

事業所名		住所	業種	締結年月日
44	パーカー S N 工業(株)	谷津町1-58	熱処理加工業	平成元年 6月30日
45	関工企業(株)	〃 1-70	電気設備 工事業	元年 9月 7日
46	(株)ニコン水戸製作所	元石川町276-6	精密機器 製造業	元年10月 6日
47	東京明販(株)	谷津町1-18	乳製品卸売業	元年11月30日
48	(株)大塚製作所	〃 1-64	機械工具 製造業	2年11月26日
49	パーカー熱処理工業(株) 水戸工場	〃 1-58	金属製品 加工業	4年 2月18日
50	三菱食品(株) 茨城エリアオフィス	木葉下町292-36	食料品卸売業	4年10月15日
51	(株)シンエー	谷津町1	家具建具等 卸売業	10年11月30日
52	富士実業(株)	木葉下町292-44	食料・飲料 卸売業	11年 1月18日
53	林運輸(有)	谷津町字細田1-50	運送業	13年 4月10日
54	(株)旭物産	平須町504	食品加工 卸売業	14年10月29日
55	第一カッター工業(株)	谷津町1-20	建設業	17年 6月14日
56	(株)アイバ茨城支店	木葉下町字富士山292-21	運送業	19年 2月19日
57	(株)伊藤園	谷津町1-1	飲料卸売業	〃
58	北関東国分(株)	〃 1-31	酒類卸売業	〃
59	(株)サンセイ	〃 1-16	看板・ 標識製造業	〃
60	(株)シラカワ	〃 1-30	通信販売業	〃
61	(株)東京クラウン	谷津町字細田1-29	文房具卸売業	〃
62	(株)ロングライフ	〃 1-8	介護用品 販売業	〃
63	有限責任中間法人MRW	木葉下町字富士山292-29	—	〃
64	ジャパンフィッティング(株)	元石川町276-24	電気機器製造 ・卸売業	〃
65	(株)ダイイチ・ファブ・テック	谷津町1-72	金属製品 加工業	21年 7月31日
66	(株)旭物産	高田町127番地	野菜又は果実洗浄, 切断等による加工	26年 4月21日

9. 水戸市涸沼水域水質監視員

涸沼水域（市内を流れる涸沼川，石川川，赤穂川及び涸沼前川水域をいう。）の水質保全対策の効果的推進を図るため，昭和57年10月1日以降，水戸市涸沼水域水質監視員を設置しています。

水戸市涸沼水域水質監視員名簿（R6. 3. 31現在）

河川名	氏 名
赤 穂 川	小笠原 武 男
石 川 川	薮 美智子
涸 沼 川	松 村 行 栄
	江 橋 健 男
涸沼前川	深 谷 文 夫

10. 那珂川水系水質保全協力員

那珂川水系河川の汚濁を防止するため，関係市町村が一体となって，浄化運動を推進するため，昭和58年11月17日以降，那珂川水系水質保全協力員を設置しています。

那珂川水系水質保全協力員名簿（R6. 3. 31現在）

氏 名
勝山 明
和田 浩之
伊藤 功
三浦 弘志
飛田 満
大谷 博光

11. 水戸市工業振興支援事業補助金交付要項

－平成12年7月19日水戸市告示第101号－
（改正）平成14年4月25日水戸市告示第68号
（改正）平成17年7月12日水戸市告示第136号
（改正）平成18年8月18日水戸市告示第156号
（改正）平成20年7月25日水戸市告示第159号
（改正）平成23年4月1日水戸市告示第81号
（改正）平成30年6月1日水戸市告示第131号
（改正）令和元年11月20日水戸市告示第126号

（趣旨）

第1条 この要項は、本市の工業振興を図るため、予算の範囲内において、工業振興支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、水戸市補助金等交付規則（昭和53年水戸市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助事業等）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助事業の内容、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額並びに補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

第3条 削除

（交付の制限）

第4条 ISO等認証取得等事業、販路拡大事業又は人材確保・育成事業に係る補助金の交付を受け、当該補助金の交付の決定を受けた年度の翌々年度までに再度同一の補助事業の区分に係る補助金の交付の決定を受けた者については、再度の交付の決定を受けた年度の翌々年度までは、同一の補助事業の区分に係る補助金の交付の対象としない。

2 新製品・新技術開発事業、優良工場整備事業又は企業連携促進事業に係る補助金の交付を受けた者については、当該補助金の交付の決定を受けた年度の翌々年度までは、同一の補助事業の区分に係る補助金の交付の対象としない。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（企業連携促進事業にあつては、その代表者）は、工業振興支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、工業振興支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第7条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次

の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに工業振興支援事業変更等承認申請書（様式第 3 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業に要する費用の変更（20 パーセントを超えない範囲の変更を除く。）をしようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（実績報告）

第 8 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに工業振興支援事業実績報告書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 9 条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査の上、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、工業振興支援事業補助金確定通知書（様式第 5 号）により補助事業者へ通知するものとする。

（交付の請求）

第 10 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、工業振興支援事業補助金交付請求書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 11 条 市長は、補助事業者（企業連携促進事業にあつては、代表者と共同で事業を行う者を含む。次項及び次条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付を受けているときは、市長が指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

（帳簿の整備）

第 12 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、整備しておかなければならない。

（補則）

第 13 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要項は、公布の日から施行する。

（水戸市既存工業関連施設利用支援事業補助金交付要項の廃止）

2 水戸市既存工業関連施設利用支援事業補助金交付要項（平成 11 年水戸市告示第 66 号）は、廃止する。

付 則（平成 14 年 4 月 25 日告示第 68 号）

この要項は、公布の日から施行する。

付 則（平成 17 年 7 月 12 日告示第 136 号）

（施行期日）

- 1 この要項は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要項の施行の日前に作成した様式用の紙は、同日以後においても、
当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則（平成 18 年 8 月 18 日告示第 156 号）

（施行期日）

- 1 この要項は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要項の施行の日前に作成した様式用の紙は、同日以後においても、
当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則（平成 20 年 7 月 25 日告示第 159 号）

この要項は、公布の日から施行する。

付 則（平成 23 年 4 月 1 日告示第 81 号）

（施行期日）

- 1 この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要項の施行の日前に作成した様式用の紙は、同一以後においても、当分の
間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則（平成 30 年 6 月 1 日告示第 131 号）

（施行期日）

- 1 この要項は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の水戸市工業振興支援事業補助金交付要項の規定は、この要項の施行の日以後の申
請に係る工業振興支援事業補助金について適用し、同日前の申請に係る工業振興支援事業補
助金については、なお従前の例による。
- 3 この要項の施行の日前に作成した各様式用の紙は、同日以後においても、当分の間、所要の
補正を行い、使用することができる。

付 則（令和元年 11 月 20 日告示第 126 号）

（施行期日）

- 1 この要項は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補助事業	補助事業の内容	補助対象経費	補助金の額
I S O 等認 証取得等事 業	国際標準化機構の定める規格又は日本工業規格の適合性の認証, エコアクション21ガイドライン（当該ガイドラインに準拠して公的機関又はエコアクションプラン21中央事務局が策定する特定の業種向けのガイドラインを含む。）の定める要件を満たす事業所であるとの認証その他市長が適当と認める認証の取得及び更新	補助事業に要する経費のうち次の各号に掲げるもの (1) 管理マニュアルの作成に係る経費 (2) 規程及び契約書類の作成に係る経費 (3) 記録類の点検に係る経費 (4) 教育訓練等の実施に係る経費 (5) 模擬審査の実施に係る経費 (6) コンサルタント料 (7) 内部監査員の養成に係る経費 (8) 審査登録機関に支払う経費のうち次に掲げるもの（認証取得後の定期審査に係る経費を除く。） ア 文書審査料 イ 予備審査料 ウ 本審査料 エ アからウまでに掲げるもののほか、登録審査に必要な経費 (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費	補助対象経費の 2分の1又は 200,000円のい ずれか低い額
販路拡大事 業	新販路の拡大	補助事業に要する経費のうち次の各号に掲げるもの (1) 展示会, 商談会等への出展に係る経費 (2) ホームページ等の作成, 更新等に係る経費 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費	補助対象経費の 2分の1又は 200,000円のい ずれか低い額
人材確保・ 育成事業	人材の確保及び育成に関する事業	補助事業に要する経費のうち次の各号に掲げるもの (1) インターネットの受入れに係る経費 (2) 市外で開催される合同面接会への参加に係る経費	補助対象経費の 2分の1又は 200,000円のい ずれか低い額

		(3) 人材の確保のための民間の就職支援事業の利用に係る経費 (4) 職員の技術力向上のための資格取得及び技能訓練に係る経費 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費	れか低い額
新製品・新技術開発事業	新製品及び新技術の開発	補助事業に要する経費のうち次の各号に掲げるもの (1) 原材料の購入又は機械若しくは工具の購入若しくは賃借に係る経費 (2) 機械又は工具の試作又は改良に係る経費 (3) 外部の者に行わせる加工に係る経費 (4) 技術指導の受入れに係る経費 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費	補助対象経費の3分の1又は1,000,000円のうちいずれか低い額
優良工場再整備事業	市長が認定した優良工場が実施する工場等の整備	補助事業に要する経費のうち次の各号に掲げるもの (1) 工場を見学するための設備、製品等の展示室等の整備に係る経費 (2) 工場に併設し、又は工場と同一の敷地内に設置する製品等の販売所等の整備に係る経費 (3) 工場と同一の敷地内における緑地の整備に係る経費 (4) 工場又は工場と同一の敷地内における公害防止機器の設置に係る経費 (5) 工場に併設し、又は工場と同一の敷地内に設置する福利厚生施設の整備に係る経費 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費	補助対象経費の3分の1又は1,000,000円のうちいずれか低い額
企業連携促進事業	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する工業地域又は準工業地域内の区域(市長が既に商工業が集積していると認める	補助事業に要する経費のうち次の各号に掲げるもの (1) 共用する施設の整備に係る経費 (2) 共用する設備の購入、設置等に係る経費	補助対象経費の3分の1又は1,000,000円のうち

	一団の区域を含む。)に事業の用に供する施設を有する5以上の者により共用する施設、設備等(企業連携の促進が図れると市長が認めるものに限る。)の整備。ただし、その者の有するそれぞれの施設が市長が認める範囲内に存し、かつ、その者の過半数以上が企業連携促進事業以外の補助事業を行う場合において補助対象者となる者である場合に限る。	(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費	ずれか低い額
--	--	------------------------------	--------

備考 補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

別表第2 (第2条関係)

補助対象者	
企業連携促進事業以外の補助事業	中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)であつて、本市に事業所を有し、かつ、製造業(日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)において大分類E―製造業に分類されるものをいう。)又は情報通信業(同分類において大分類G―情報通信業のうち中分類39―情報サービス業から中分類41―映像・音声・文字情報制作業までに分類されるものに限る。)を主な事業として営むもの
企業連携促進事業	共用する施設、設備等の整備を共同で行う中小企業者

備考 次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 水戸市暴力団排除条例(平成24年水戸市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者

12. 用語の解説

環境基本法

地球環境問題への対応及び環境にやさしい社会づくりのための基本的な法律で、平成5年11月19日に公布、施行されました。

この中で、①恵み豊かな環境を守り、将来の世代に引き継ぐ、②環境にやさしい長続きする社会づくり、③国際協調による地球環境保全の3つの理念が示されています。

地球温暖化問題

近年、化石燃料の燃焼等、社会活動の拡大に伴い、大気中の二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガス濃度が上昇していることで、将来地球の気温が上昇して異常気象や海面上昇が起こり、生活環境や生態系へ大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

このまま有効な対策をとらずに地球温暖化が進行すると、地球の平均気温は最大で4.8℃上昇すると予測されています。

公害

環境基本法第2条第3項で、「環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」と定められます。

酸性雨

工場や自動車から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質が雨水に取りこまれて強い酸性を示す雨のことをいい、一般にはpHが5.6以下になると酸性雨と呼ばれます。

光化学オキシダント・光化学スモッグ

光化学オキシダントとは、工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素等が紫外線により光化学反応を起こし、生成されるオゾンなどを主体とする酸化性物質の総称です。光化学オキシダントの濃度が高くなると、大気が白くもやがかかったような光化学スモッグが発生します。

光化学スモッグは、目やのどの痛み、めまいなどを引き起こす恐れがあります。そのため、光化学オキシダント濃度が高くなったときに「注意報」や「警報」が発令されます。

PM2.5

浮遊粒子状物質のうち粒径2.5マイクロメートル以下の微小粒子のことで、肺の深部に入り込みやすく、沈着しやすいといわれています。

pH（水素イオン濃度指数）

酸性かアルカリ性を示す指数です。数値が低いほど酸性が強く、高いほどアルカリ性が強くなります。中性はpH7となります。

BOD（生物化学的酸素要求量）

水質中の汚濁物質（有機物）が微生物によって酸化分解されるときに必要な酸素量を示し、BODの数値が高いほど水中の有機物が多い状態にあり、汚れの度合いが高いことを意味します。河川汚濁の程度を示す代表的な指標です。

COD（化学的酸素要求量）

水中の汚濁物質を酸化剤で化学的に酸化するとき消費される酸素量をいい、数値が高いほど汚染度が高いことを表します。短時間で水中の有機物の量を調べる際に使用します。湖沼や海域においては、BODを使用せず、CODを指標として使用することが一般的です。

SS（浮遊物質）

水中に浮遊している水に溶けない物質の量で、数値が高いほど水が濁っていることを示します。

DO（溶存酸素量）

水中に溶け込んでいる酸素の量で、有機物により汚染している水は数値が低くなります。

T-N（総窒素、全窒素）

水中に含まれる全ての窒素化合物（有機態窒素、無機態窒素）の量です。富栄養化を示す指標として用いられます。

T-P（総リン、全リン）

水中に含まれる全てのリン化合物の量です。溶解性リンは藻類に吸収され、富栄養化の原因になります。粒子性リンは沈殿しますが、富栄養化が進み底層水が嫌気化すると溶出し、富栄養化を促進します。

Chl-a（クロロフィルア）

葉緑素の一種で、水中の藻類の存在量を量る指標となります。

75%水質値

河川等の水質を代表する値としては、一般的には平均値を用いますが、環境基準と比較する場合は75%水質値を用います。この値は年間を通して4分の3の日数はこの値を超えないという水質レベルを示すものです。

年間の日間平均値のデータを小さい方から順に並べ、0.75番目×n（nは年間の日間平均値の全データ数）のデータを用います。

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン

有機塩素系化合物の一種で、主に金属・機械部品などの脱脂洗浄用に使われています。テトラクロロエチレンはドライクリーニングの溶剤としても使われています。非水溶性、不燃性、揮発性などの性質があります。

デシベル（dB）

音の強さを音圧といいます。デシベルは音圧の強さを測るときの単位です。騒音の大きさの例は下表のとおりです。

120デシベル	飛行機エンジンの近く
110デシベル	自動車の警笛(前方2m)，リベット打ち
100デシベル	電車が通るときのガード下
90デシベル	カラオケ，騒々しい工場の中
80デシベル	地下鉄の車内
70デシベル	騒々しい街頭，騒々しい事務所の中
60デシベル	静かな乗用車，普通の会話
50デシベル	静かな事務所
40デシベル	市内の深夜・図書館，静かな住宅地の昼
30デシベル	郊外の深夜，ささやき声
20デシベル	木の葉のふれ合う音，置時計の秒針の音(前方1m)